

包括許可について（運用のための輸出注意事項）

輸出注意事項17第8号・平成17・02・23貿局第2号

平成17年2月25日 貿易経済協力局

最終改正 輸出注意事項20第12号・平成20・03・13

貿局第4号 平成20年3月26日 貿易経済協力局

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）の運用を次のように定める。

これにより特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出又は特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号輸出注意事項62第11号）又は外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）によるほか、下記により包括許可要領に定める一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）、特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）並びに特別返品等包括輸出許可及び特別返品等包括役務取引許可（以下「特別返品等包括許可」という。）を受けることができる。

I 一般包括許可

1 一般包括許可の申請手続

(1) 一般包括許可の申請窓口

一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。

なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

- ・ 関東経済産業局（埼玉県さいたま市）・・・全国
- ・ 中部経済産業局（愛知県名古屋市）・・・全国
- ・ 近畿経済産業局（大阪府大阪市）・・・全国
- ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織

令第102条に掲げる管轄地域

- ・ 通商事務所（東京都、横浜市、神戸市）・・・通商事務所が属する当該経済産業局の管轄地域
- ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法第44条に掲げる地域

(注) 上記（ ）内は、所在地を示す。

(2) 申請に必要な書類

一般包括許可の申請を行う場合は、次の(イ)～(ホ)の書類を窓口に提出しなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

① 一般包括輸出許可の場合

一般包括輸出許可申請書（包括許可要領 様式第1）

② 一般包括役務取引許可の場合

一般包括役務取引許可申請書（包括許可要領 様式第2）

(ロ) 一般包括許可申請明細書（様式a）・・・1通

(ハ) 包括許可用輸出管理社内規程受理票の写し

・・・1通

① 包括許可用輸出管理社内規程受理票は、申請者が輸出管理社内規程を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）に直接届け出て又は包括許可の申請と同時に経済産業省に提出して、その内容が包括許可要領のIの2

(1)の基本的事項をすべて含むと認められたときに、安全保障貿易検査官室が発行する。

② コンプライアンス・プログラム受理票（包括許可要領の施行の前の日までに安全保障貿易検査官室が発行したものをいう。以下同じ。）又は輸出管理社内規程受理票（輸出管理社内規程の届出様式等について（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）に基づき安全保障貿易検査官室が発行したものをいう。以下同じ。）をもつ申請者は、その写し1通を提出することにより、包括許可用輸出管理社内規程受理票の写しを提出することを必要としない。

③ 輸出管理社内規程を安全保障貿易検査官室に届け出た者であつて①②のいずれの受理票も受けていないものが包括許可の申請を行うときは、その旨及び届け出の日を一般包括許

可申請明細書の欄外に記載することにより包括許可用輸出管理社内規程受理票の写しを提出することを必要としない。

④ ①②のいずれの受理票も受けていない申請者（③に該当する者を除く。）は、包括許可用輸出管理社内規程受理票の写しに替え、輸出管理社内規程を様式b書面とともに提出することが必要となる。

⑤ 輸出管理社内規程の届出様式等について（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）に基づく輸出管理社内規程及びその総括表は、④の輸出管理社内規程及びその総括表に該当しているものとみなす。

⑥ (二)②又は⑤の受理票を提出する申請者は、①から⑤のいずれの提出も必要としない。

(二) 輸出管理社内規程の実施に関する次の①から⑥の書類のいずれか・・・1通

① 包括許可用チェックリスト（包括許可要領様式第7）に原則として直近1年間の取組状況を記入したもの

② 提出された①に対して安全保障貿易検査官室が発行した包括許可用チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る）の写し

③ 既に①を提出していながら安全保障貿易検査官室から②の受理票を受けていない者にあつては、提出した包括許可用チェックリストの写し（1枚目に限る）の欄外にその旨を記載したもの

④ 輸出管理社内規程の届出様式等について（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）に定める企業概要・自己管理チェックリスト（以下「企業概要・自己管理チェックリスト」という。）に原則として直近1年間の取組状況を記入したもの

⑤ 提出された④に対して安全保障貿易検査官室が発行した企業概要・自己管理チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る）の写し

⑥ 既に④を提出していながら安全保障貿易検査官室から⑤の受理票を受けていない者にあつては、提出した企業概要・自己管理チェッ

クリストの写し（1枚目に限る）の欄外にその旨記載したもの

(ホ) 適格説明会の受講実績・・・1通

① 適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない(記載例1を参照)。

② 適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

③ 受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存している者であることを必要としない。

④ 適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。

④-i) (二)②又は⑤の受理票に「未受講」の押印があるとき

④-ii) (二)③又は⑥を提出した者であつて、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき

⑤ 天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

(3) 新たに輸出管理社内規程を整備した者に係る運用

新たに法人組織が形成され又は初めて輸出管理社内規程を整備したため基本的事項の一部が未だ実施されていない申請者については、その実情を包括許可用チェックリスト又は企業概要・自己管理チェックリストの該当箇所の備考欄に明記することにより、その状態が不合理でないと判断される間に限り、許可の要件の判定において配慮される。

2 一般包括輸出許可証の分割及び一般包括許可の変更

(1) 一般包括輸出許可証の分割手続

(イ) 一般包括輸出許可申請と同時に分割を受けるとき

一般包括輸出許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、1の(2)に定める書類に加え、分割を必要とする通数の一般包括輸出許可申請書を申請窓口提出しな

ければならない。

(ロ) 既に発行された一般包括輸出許可証の分割を受けるとき

既に発行された一般包括輸出許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の一般包括輸出許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書(様式c)及び既に発行された一般包括輸出許可証の写し1通を申請窓口へ提出しなければならない。

また、分割された一般包括輸出許可証の発行を受けるときは、既に発行された一般包括輸出許可証を申請窓口へ提出しなければならない。

提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

(ハ) 分割の申請に際しては、その根拠となる税関官署別の通関業者リストを申請窓口にて提示することとし、提示されたリストは確認の後、申請者に返却される。

(2) 一般包括許可の変更手続

申請者名又は住所を変更したときは、許可申請書2通、一般包括許可申請明細書1通、原許可証の写し1通、受理票記載事項の変更届(様式d。既に提出している場合を除く。)1通及び分割を必要とするときは必要とする通数の一般包括輸出許可申請書を既に発行された一般包括許可を受けた窓口へ提出しなければならない。

変更された一般包括許可証を受けるときは、既に発行された一般包括許可証及び分割された一般包括輸出許可証を返還しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、それぞれ、代表者名変更届(様式e)、住居表示変更届(様式f)を当該許可を受けた窓口へ当該許可証の写しとともに速やかに提出しなければならない。提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴全部証明の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

3 一般包括許可の更新

(1) 更新申請の時期

一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の3月前の日か

ら申請を行うことができる。

(2) 更新のための手続

一般包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(へ)の書類を提出しなければならない。

(イ) 許可申請書……………2通

① 一般包括輸出許可の場合

一般包括輸出許可申請書

② 一般包括役務取引許可の場合

一般包括役務取引許可申請書

(ロ) 一般包括許可申請明細書……………1通

(ハ) 1(2)(ニ)②③⑤⑥の書類のいずれか……………1通

ただし、更新申請を7月1日から31日の間に行うときは、この書類に代えて1(2)(ニ)①又は④の書類とすることができる。

(ニ) 原許可証の写し……………1通

なお、原許可証を発行した窓口と異なる窓口に対して更新の申請を行うときは、その旨一般包括許可申請明細書に明記しなければならない。

(ホ) 適格説明会の受講実績……………1通

①適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない(記載例1を参照)。

②適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

③受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存していることを必要としない。

④適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。

④-i) 1(2)(ニ)②又は⑤の受理票に「未受講」の押印があるとき

④-ii) 1(2)(ニ)③又は⑥を提出したものであって、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき

⑤天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

(へ) 分割を必要とするときは、必要とする通数

の一般包括輸出許可申請書

4 その他

(1) 書類の提出窓口

1 (1) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理社内規程 (I の 1 (2) (ハ) ① により届け出る場合) : 安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名の変更届 : 発行した窓口

(ハ) 住居表示変更届 : 発行した窓口

(ニ) 包括許可用チェックリストに直近の取組状況を記入したもの : 安全保障貿易検査官室
ただし、一般包括許可の申請と同時に提出する場合 : 経済産業局

なお、包括許可用チェックリストに代えて企業概要・自己管理チェックリストを用いるときも同様とする。

(ホ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等又はそれ以外の軍事用途に関して必要となる届出及び一般包括許可が効力を失う場合 : 経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課 (以下「安全保障貿易審査課」という。)

(ヘ) 輸出管理社内規程に関する変更届 : 安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理社内規程に関する変更等

一般包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理社内規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室が包括許可用チェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

① 輸出管理社内規程に変更があったとき

② 合併、会社分割、営業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。

ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

II 特定包括許可

1 特定包括輸出許可の要件

(1) 輸出管理社内規程を適切に整備し、その輸出管

理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者

輸出管理社内規程の整備及び基本的事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から包括許可用輸出管理社内規程受理票、コンプライアンス・プログラム受理票又は輸出管理社内規程受理票の交付を受けているとともに、安全保障貿易検査官室による実地の調査 (立入検査を含む。以下同じ。) を受けているものであること。なお、申請者は実地の調査に基づく書面による指導を受けた場合には、これに従わなければならない。

ただし、既に特定包括許可又は特別返品等包括許可を受けている者については、実地の調査を重ねて行わない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。

(2) 継続的な取引関係

申請者と輸入者 (買主及び荷受人をいう。以下同じ。) 及び需要者 (輸出された貨物を費消し、又は加工する者をいう。以下同じ。) との間で別紙1に定める継続的な取引関係を有すること。

(3) 輸入者又は需要者に関する要件

(イ) 需要者が確定していること

(ロ) 輸入者及び需要者の存在及び事業内容が明らかであると認められること。

(ハ) 申請者に対し特定包括輸出許可により輸出された貨物を適切に管理することを内容とする別紙2の誓約書を提出していること。

2 特定包括役務取引許可の要件

(1) 輸出管理社内規程を適切に整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者

輸出管理社内規程の整備及び基本的事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から包括許可用輸出管理社内規程受理票、コンプライアンス・プログラム受理票又は輸出管理社内規程受理票の交付を受けているとともに、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けているものであること。なお、申請者は実地の調査に基づく書面による指導を受けた場合には、これに従わなければならない。

ただし、既に特定包括許可又は特別返品等包括

許可を受けている者については、実地の調査を重ねて行わない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。

(2) 継続的な取引関係

申請者と取引の相手方及び利用する者（その取引に係る技術の提供を受けて利用する者をいう。以下同じ。）との間で別紙1に定める継続的な取引関係を有すること。

(3) 取引の相手方又は利用する者に関する要件

- (イ) 利用する者が確定していること
- (ロ) 取引の相手方及び利用する者の存在及び事業内容が明らかであると認められること。
- (ハ) 申請者に対し特定包括役務取引許可により提供される技術を適切に管理することを内容とする別紙2の誓約書を提出していること。

3 特定包括許可の申請手続

(1) 申請窓口

特定包括許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

(2) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(ト)の書類を、申請窓口に出ししなければならない。

(イ) 許可申請書……………2通

① 特定包括輸出許可の場合

特定包括輸出許可申請書（包括許可要領様式第3）

(注) 仕向地及び特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合には、仕向地ごとを申請単位とすることをもち、同一の申請書により複数の買主及び複数の荷受人・需要者について申請することができる。

この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

② 特定包括役務取引許可の場合

特定包括役務取引許可申請書（包括許可要領様式第4）

(注) 提供地及び特定包括役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合

には、提供地ごとを申請単位とすることをもち、同一の申請書により複数の取引の相手方及び複数の利用する者について申請することができる。

この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

(ロ) 特定包括許可申請明細書（様式g）……………1通

(ハ) 輸出管理社内規程の実施に関する次の①から⑥の書類のいずれか……………1通

- ① 包括許可用チェックリストに原則として直近1年間の取組状況を記入したもの
- ② 提出された①に対して安全保障貿易検査官室が発行した包括許可用チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る）の写し
- ③ 既に①を提出していながら安全保障貿易検査官室から②の受理票を受けていない者にあつては、提出した包括許可用チェックリストの写し（1枚目に限る）の欄外にその旨を記載したもの
- ④ 企業概要・自己管理チェックリストに原則として直近1年間の取組状況を記入したもの
- ⑤ 提出された④に対して安全保障貿易検査官室が発行した企業概要・自己管理チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る）の写し
- ⑥ 既に④を提出していながら安全保障貿易検査官室から⑤の受理票を受けていない者にあつては、提出した企業概要・自己管理チェックリストの写し（1枚目に限る）の欄外にその旨記載したもの

(ニ) 適格説明会の受講実績……………1通

- ① 適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない(記載例1を参照)。
- ② 適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。
- ③ 受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員とし

て現存している者であることを必要としない。

④ 適格説明会の受講実績は、次の場合限り必要とされる。

④-i) (ハ)②又は⑤の受理票に「未受講」の押印があるとき

④-ii) (ハ)③又は⑥を提出した者であって、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき

⑤ 天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

(ホ) 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書

・・・1通

(輸入者と需要者が異なる場合にあつては需要者を含み、取引の相手方と利用する者が異なる場合にあつては利用する者を含む。平成4年7月31日付け4貿局第283号「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(以下「大量破壊兵器通達」という。)の別記3の1に従った書類。以下同じ。)

(ヘ) 継続的な取引実績又は見込みを示す書類

・・・1通

(ト) 次の誓約書

① 輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物を対象とする場合

①-i) 輸入者と需要者が同一の場合

(あ) 需要者の誓約書(別紙2の(イ))

(a) 原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書((い-1) 需要者から再販売、再移転又は再輸出を行うための事前同意を求められる場合には経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-2) 需要者が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書) 原本1通

①-ii) 輸入者と需要者が異なる場合

(あ) 需要者の誓約書(別紙2の(イ))

(a) 原本及び写し1通

(い) 輸入者の誓約書(別紙2の(ロ))

(a) 原本及び写し1通

(う) 申請者の誓約書((う-1) 需要者から再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合又は輸入者から確定している需要者(名称を記載)以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められている場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(う-2) 需要者又は輸入者が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書) 原本1通

② 外為令別表の2から4の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合

②-i) 取引の相手方と利用する者が同一の場合

(あ) 利用する者の誓約書(別紙2の(イ)(a)) 原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書((い-1) 利用する者から技術の再提供を行うための事前同意を求められる場合には経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-2) 利用する者が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書) 原本1通

②-ii) 取引の相手方と利用する者が異なる場合

(あ) 利用する者の誓約書(別紙2の(イ)(a)) 原本及び写し1通

(い) 取引の相手方の誓約書(別紙2の(ロ)(a)) 原本及び写し1通

(う) 申請者の誓約書((う-1) 利用する者から技術の再提供を行うための事前同意を求められる場合又は取引の相手方から確定している利用する者(名称を記載)以外の者に技術の再提供を行うための事前同意を求められている場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(う-2) 利用する者又は取引の相手方が誓約書に違反していることを知った場合には

- 直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書
) 原本1通
- ③ 輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物を対象とする場合
- ③-i) 輸入者と需要者が同一の場合
- (あ) 需要者の誓約書(別紙2の(イ)(b))
) 原本及び写し1通
- (い) 申請者の誓約書((い-1) 需要者から再販売、再移転又は再輸出を行うための事前同意を求められる場合には経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-2) 需要者が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書) 原本1通
- ③-ii) 輸入者と需要者が異なる場合
- (あ) 需要者の誓約書(別紙2の(イ)(b))
) 原本及び写し1通
- (い) 輸入者の誓約書(別紙2の(ロ)(b))
) 原本及び写し1通
- (う) 申請者の誓約書((う-1) 需要者から再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合又は輸入者から確定している需要者(名称を記載)以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められている場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(う-2) 需要者又は輸入者が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書) 原本1通
- ④ 外為令別表の5から14の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合
- ④-i) 取引の相手方と利用する者が同一の場合
- (あ) 利用する者の誓約書(別紙2の(イ)(b))
) 原本及び写し1通
- (い) 申請者の誓約書((い-1) 利用する者から技術の再提供を行うための事前同意を求められる場合には経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-2) 利用する者が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨

の誓約書) 原本1通

- ④-ii) 取引の相手方と利用する者が異なる場合
- (あ) 利用する者の誓約書(別紙2の(イ)(b))
) 原本及び写し1通
- (い) 取引の相手方の誓約書(別紙2の(ロ)(b))
) 原本及び写し1通
- (う) 申請者の誓約書((う-1) 利用する者から技術の再提供を行うための事前同意を求められる場合又は取引の相手方から確定している利用する者(名称を記載)以外の者に技術の再提供を行うための事前同意を求められている場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(う-2) 利用する者又は取引の相手方が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書)
) 原本1通

4 特定包括輸出許可証の分割及び特定包括許可の変更

(1) 特定包括輸出許可証の分割手続

- (イ) 特定包括輸出許可申請と同時に分割を受けるとき

特定包括輸出許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、3(2)に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特定包括輸出許可申請書を申請窓口へ提出しなければならない。

- (ロ) 既に発行された特定包括輸出許可証の分割を受けるとき

既に発行された特定包括輸出許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の特定包括輸出許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書(様式c)1通及び既に発行された特定包括輸出許可証の写し1通を申請窓口へ提出しなければならない。

また、分割された特定包括輸出許可証の発行を受けるときは、既に発行された特定包括輸出許可証を申請窓口へ提出しなければならない。提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

(2) 特定包括許可の変更手続

申請者名、住所又は取引の内容の変更をしたときは、変更に係る次の書類（ただし、変更に係るものに限る。）を申請窓口へ提出しなければならない。

変更された特定包括許可証を受けるときは、既に発行された特定包括許可証及び分割された特定包括輸出許可証を返還しなければならない。

(イ) 申請者、輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者の名称又は住所について変更が生じたとき。

- ① 許可申請書・・・2通
- ② 特定包括許可の変更に係る申請理由書（様式h）・・・1通
- ③ 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書等（3（2）（ホ）に同じ。）・・・1通
- ④ 登記簿謄本等変更を証する書類・・・1通
- ⑤ 原許可証の写し・・・1通
- ⑥ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書
- ⑦ 申請者の名称又は住所について変更があった場合は①から⑥の書類に加え受理票記載事項の変更届（既に提出している場合を除く。）・・・1通

ただし③及び④については、対象となる輸入者又は取引の相手方に係るものに限る。

(ロ) 輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を追加しようとするとき。

- ① 許可申請書・・・2通
- ② 特定包括許可の変更に係る申請理由書・・・1通
- ③ 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書（3（2）（ニ）に同じ。）・・・1通
- ④ 継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通
- ⑤ 3（2）（ハ）の誓約書
- ⑥ 原許可証の写し・・・1通
- ⑦ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書

ただし、③から⑤については、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るものに限る。

(ハ) 許可を受けた輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を削除しようとするとき。

- ① 許可申請書・・・2通
- ② 特定包括許可の変更に係る申請理由書・・・1通
- ③ 原許可証の写し・・・1通
- ④ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書

(ニ) 許可を受けた輸出に係る貨物又は役務取引の内容について変更しようとするとき。

- ① 許可申請書・・・2通
- ② 特定包括許可の変更に係る申請理由書・・・1通
- ③ 原許可証の写し・・・1通
- ④ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定包括許可の変更の必要はなく、それぞれ、代表者名の変更届（様式e）、住居表示変更届（様式f）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

5 特定包括許可の更新

(1) 更新申請の時期

特定包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。

(2) 更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(リ)の書類を提出しなければならない。

(イ) 許可申請書……………2通

- ① 特定包括輸出許可の場合
特定包括輸出許可申請書
- ② 特定包括役務取引許可の場合
特定包括役務取引許可申請書

(ロ) 特定包括許可申請明細書（様式g）

・・・1通

(ハ) 3（2）（ハ）②③⑤⑥の書類のいずれか

・・・1通

ただし、更新申請を7月1日から31日の間に行うときは、この書類に代えて3（2）（ハ）

- ①又は④の書類とすることができる。
- (二) 適格説明会の受講実績・・・・・・・・・・1通
- ①適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない（記載例1を参照）。
- ②適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。
- ③受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存していることを必要としない。
- ④適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。
- ④-i) 3(2)(ハ)②又は⑤の受理票に「未受講」の押印があるとき
- ④-ii) 3(2)(ハ)③又は⑥を提出したものであって、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき
- ⑤天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。
- (ホ) 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書・・・・・・・・1通
- (ヘ) 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・・・・・・1通
- (ト) 3(2)(ト)の誓約書
- (チ) 原許可証の写し・・・・・・・・1通
- (リ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書

6 その他

(1) 書類の提出窓口

- 3(1)のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。
- (イ) 輸出管理社内規程：安全保障貿易検査官室
- (ロ) 代表者名の変更届：安全保障貿易審査課
- (ハ) 住居表示変更届：安全保障貿易審査課
- (ニ) 包括許可用チェックリストに直近の取組状況を記入したもの：安全保障貿易検査官室
- ただし、特定包括許可の申請と同時に提出する場合：安全保障貿易審査課
- なお、包括許可用チェックリストに代えて企

業概要・自己管理チェックリストを用いるときも同様とする。

(ホ) 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

(ヘ) 輸出管理社内規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理社内規程に関する変更等

特定包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理社内規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室が包括許可用チェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

- ① 輸出管理社内規程に変更があったとき
- ② 合併、会社分割、営業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。

ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

III 特別返品等包括許可

1 特別返品等包括輸出許可の要件

次の(イ)から(ホ)までのすべてに該当する場合には、特別返品等包括輸出許可を行う。

- (イ) 本邦において使用するために輸入された貨物であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出するもの（外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術が内蔵された貨物の場合にあつては、当該技術の不具合による返品、修理（本邦において使用するために提供されたもの又は提供されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。）のうち、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とする輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するものの輸出（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。）について一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げる

こととならないと認められること。

(ロ) 申請者が、特別返品等包括輸出許可の申請をした日から起算して過去1年間に包括許可要領のⅢの3(1)に該当する輸出及び同Ⅲの3(2)に該当する取引を合計5回以上行っていること。

(ハ) 申請者(政府機関を除く。)が、輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者であって、安全保障貿易検査官室から包括許可用輸出管理社内規程受理票、コンプライアンス・プログラム受理票又は輸出管理社内規程受理票の交付を受けるとともに、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていること。

なお、申請者は実地の調査により書面による指摘を受けた場合には、これに従わなければならない。

ただし、既に特定包括許可又は特別返品等包括許可を受けている者については、実地の調査を重ねて行わない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として実地の調査を省略する。

(ニ) 申請者(政府機関を除く。)の輸出管理社内規程が以下の①から③までの事項のすべてを含みそれが確実に実施されると見込まれること。

① 特別返品等包括輸出許可に関する管理責任者及び担当者を明確にすること。

② 特別返品等包括輸出許可に基づく輸出について、管理責任者の承認の下に適切に行うこと。

③ 特別返品等包括輸出許可に基づいて輸出をした貨物であって本邦に積み戻すべきものについて、本邦に確実に積み戻しを行うことを教育等を通じ関係者に周知すること。

(ホ) 申請者が、特別返品等包括輸出許可に関する運用体制について、特別返品等包括輸出許可に関する十分な知識を持った者を管理責任者とした体制とすることが見込まれること。

次の(イ)から(ホ)までのすべてに該当する場合には、特別返品等包括役務取引許可を行う。

(イ) 本邦において使用するために提供された技術であって、不具合による返品、修理(本邦において使用するために提供されたもの又は提供されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためだけに本邦から提供するもの(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された技術の場合にあつては、当該貨物の不具合による返品、修理(本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためだけに本邦から提供する技術を含む。)のうち、輸出令別表第3に掲げる地域において外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するものを提供することを目的とする取引(本邦に提供した外国において提供する場合に限る。)について一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められること。

(ロ) 申請者が、特別返品等包括役務取引許可の申請をした日から起算して過去1年間に包括許可要領のⅢの3(1)に該当する輸出及び同Ⅲの3(2)に該当する取引を合計5回以上行っていること。

(ハ) 申請者(政府機関を除く。)が、輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき基本的事項を確実に実施している者であって、安全保障貿易検査官室から包括許可用輸出管理社内規程受理票、コンプライアンス・プログラム受理票又は輸出管理社内規程受理票の交付を受けるとともに、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていること。

なお、申請者は実地の調査により書面による指摘を受けた場合には、これに従わなければならない。

ただし、既に特定包括許可又は特別返品等包括許可を受けている者については、実地の調査を重ねて行わない。また、実地の調査を

2 特別返品等包括役務取引許可の要件

受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として実地の調査を省略する。

(二) 申請者（政府機関を除く。）の輸出管理社内規程が以下の①から③までの事項のすべてを含みそれが確実に実施されると見込まれること。

- ① 特別返品等包括役務取引許可に関する管理責任者及び担当者を明確にすること。
- ② 特別返品等包括役務取引許可に基づく取引について、管理責任者の承認の下に適切に行うこと。
- ③ 特別返品等包括役務取引許可に基づいて提供した技術であって回収を行うものについて、確実に回収を行うことを教育等を通じ関係者に周知すること。

(ホ) 申請者が、特別返品等包括役務取引許可に関する運用体制について、特別返品等包括役務取引許可に関する十分な知識を持った者を管理責任者とした体制とすることが見込まれること。

3 特別返品等包括許可の申請手続

(1) 申請窓口

特別返品等包括許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

(2) 申請に必要な書類

特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(リ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) 許可申請書……………2通

- ① 特別返品等包括輸出許可の場合
特別返品等包括輸出許可申請書（包括許可要領 様式第5）
- ② 特別返品等包括役務取引許可の場合
特別返品等包括役務取引許可申請書（包括許可要領 様式第6）

(ロ) 特別返品等包括許可申請理由書（様式i） ……………1通

(ハ) 輸出管理社内規程の実施に関する次の①から⑥の書類のいずれか……………1通

- ① 包括許可用チェックリストに原則として

直近1年間の取組状況を記入したもの

② 提出された①に対して安全保障貿易検査官室が発行した包括許可用チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る）の写し

③ 既に①を提出していながら安全保障貿易検査官室から②の受理票を受けていない者にあつては、提出した包括許可用チェックリストの写し（1枚目に限る）の欄外にその旨を記載したもの

④ 企業概要・自己管理チェックリストに原則として直近1年間の取組状況を記入したもの

⑤ 提出された④に対して安全保障貿易検査官室が発行した企業概要・自己管理チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る）の写し

⑥ 既に④を提出していながら安全保障貿易検査官室から⑤の受理票を受けていない者にあつては、提出した企業概要・自己管理チェックリストの写し（1枚目に限る）の欄外にその旨記載したもの

(ニ) 適格説明会の受講実績……………1通

① 適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない(記載例1を参照)。

② 適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

③ 受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存している者であることを必要としない。

④ 適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。

④-i) (ハ)②又は⑤の受理票に「未受講」の押印があるとき

④-ii) (ハ)③又は⑥を提出した者であつて、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき

⑤ 天災その他やむを得ない事情により受講

実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

(ホ) 取引の実績を示す書類

① 特別返品等包括輸出許可の場合

特別返品等包括輸出許可の申請をした日から起算して過去1年間に申請者が行った包括許可要領のⅢの3(1)に該当する輸出の実績を記した書類(当該輸出に係る許可年月日、許可番号、通関申告番号及び通関年月日を明記すること。)及び包括許可要領のⅢの3(2)に該当する取引の実績を記した書類(当該取引に係る許可年月日、許可番号並びに当該取引に係るプログラムが貨物に内蔵されたものである場合には、当該貨物の通関申告番号及び通関年月日を明記すること。)

② 特別返品等包括役務取引許可の場合

特別返品等包括役務取引許可の申請をした日から起算して過去1年間に申請者が行った包括許可要領のⅢの3(1)に該当する輸出の実績を記した書類(当該輸出に係る許可年月日、許可番号、通関申告番号及び通関年月日を明記すること。)及び包括許可要領のⅢの3(2)に該当する取引の実績を記した書類(当該取引に係る許可年月日、許可番号並びに当該取引に係るプログラムが貨物に内蔵されたものである場合には、当該貨物の通関申告番号及び通関年月日を明記すること。)

(ヘ) 輸出管理社内規程に基づく特別返品等包括許可に関する運用体制を示した文書(例えば、組織図。管理責任者及び担当者の氏名を記入すること。)

(ト) 輸出管理社内規程に基づく特別返品等包括許可に関する輸出又は取引の手続きを示した文書(例えば、手続きフロー図)

(チ) 輸出管理社内規程に基づく特別返品等包括許可に関する輸出又は取引の社内決裁様式

(リ) 包括許可要領のⅢの5(1)に掲げる条件に基づく貨物の積み戻し又は技術の回収に関する教育等のための文書(例えば、教育計画)

(3) 特別返品等包括許可に関する十分な知識をもった管理責任者の確認

申請時には、特別返品等包括許可に関する管理責任者が特別返品等包括許可に関する十分な知識をもった者であることの確認が行われる。

4 特別返品等包括輸出許可証の分割及び特別返品等包括許可の変更

(1) 特別返品等包括輸出許可証の分割手続

(イ) 特別返品等包括輸出許可申請と同時に分割を受けるとき

特別返品等包括輸出許可の申請と同時に当該許可証の分割を受けようとするときは、3(2)に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特別返品等包括輸出許可申請書を申請窓口へ提出しなければならない。

(ロ) 既に発行された特別返品等包括輸出許可証の分割を受けるとき

既に発行された特別返品等包括輸出許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の特別返品等包括輸出許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書(様式c)1通及び既に発行された特別返品等包括輸出許可証の写し1通を申請窓口へ提出しなければならない。

また、分割された特別返品等包括輸出許可証の発行を受けるときは、既に発行された特別返品等包括輸出許可証を申請窓口へ提出しなければならない。提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

(2) 特別返品等包括許可の変更手続

申請者名又は住所を変更したときは、許可申請書2通、特別返品等包括許可申請理由書1通、原許可証の写し1通、受理票記載事項の変更届(既に提出している場合を除く。)及び分割を必要とするときは必要とする通数の特別返品等包括輸出許可申請書を申請窓口へ提出しなければならない。

変更された特別返品等包括許可証を受けるときは、既に発行された特別返品等包括許可証及び分割された特別返品等包括輸出許可証を返還

しなければならない。

なお、法人の代表者名の変更、単なる住居表示の変更又は特別返品等包括許可に関する管理責任者の変更の場合は、特別返品等包括許可の変更の必要はなく、それぞれ、代表者名の変更届（様式 e）、住居表示変更届（様式 f）、管理責任者変更届（様式 j）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

管理責任者変更届の提出された時には、新たな管理責任者が特別返品等包括許可に関する管理責任者が特別返品等包括許可に関する十分な知識をもった者であることの確認が行われる。

5 特別返品等包括許可の更新

（1）更新申請の時期

特別返品等包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別返品等包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。

（2）更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（チ）の書類を提出しなければならない。

（イ） 許可申請書……………2通

① 特別返品等包括輸出許可の場合
特別返品等包括輸出許可申請書

② 特別返品等包括役務取引許可の場合
特別返品等包括役務取引許可申請書

（ロ） 特別返品等包括許可申請理由書（様式 i）
……………1通

（ハ） 3（2）（ハ）②③⑤⑥の書類のいずれか
……………1通

ただし、更新申請を7月1日から31日までの間に行うときは、この書類に代えて3（2）（ハ）①又は④の書類とすることができる。

（ニ） 適格説明会の受講実績……………1通

①適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない（記載例1を参照）。

②適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

③受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存していることを必要としない。

④適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。

④-i) 3（2）（ハ）②又は⑤の受理票に「未受講」の押印があるとき

④-ii) 3（2）（ハ）③又は⑥を提出したものであって、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき

⑤天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

（ホ） 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類……………1通

原則として、包括許可要領のⅢの5（1）及び5（2）に掲げる条件に基づく輸出及び取引の実績の報告の写しとする。

（ヘ） 3（2）（ヘ）（ト）（チ）（リ）の書類
……………各1通

（ト） 原許可証の写し

（チ） 分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出許可申請書

6 その他

（1）書類の提出窓口

3（1）のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

（イ） 輸出管理社内規程：安全保障貿易検査官室

（ロ） 代表者名の変更届：安全保障貿易審査課

（ハ） 住居表示変更届：安全保障貿易審査課

（ニ） 管理責任者変更届：安全保障貿易審査課

（ホ） 包括許可用チェックリストに直近の取組状況を記入したもの：安全保障貿易検査官室

ただし、特別返品等包括許可の申請と同時に提出する場合：安全保障貿易審査課

なお、包括許可用チェックリストに代えて企業概要・自己管理チェックリストを用いるときも同様とする。

（ヘ） 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易

易審査課

(ト) 輸出管理社内規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理社内規程に関する変更等

特別返品等包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理社内規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室が包括許可用チェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

- ① 輸出管理社内規程に変更があったとき
- ② 合併、会社分割、営業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。

ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 本輸出注意事項は、包括許可取扱要領の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 包括許可要領附則第11項又は第12項に該当する者が一般包括許可申請明細書にその旨付記することによりその規定の適用を受けることを求めるときは、本輸出注意事項Ⅰの1(2)(ハ)及び(ニ)を適用しない。
- 3 前項の適用を受けた者が、その更新を行おうとするときは、Ⅰの3(2)の規定にかかわらず、Ⅰの1(2)の規定を適用する。
- 4 包括許可要領附則第5項(同第6項、第8項、第11項又は第12項の規定の適用を受ける場合を含む。)の規定により包括許可の申請を行う場合は、申請に必要な書類とともに、その保有する同種の旧包括許可の許可証の写し1通を窓口提出しなければならない。

(同種の様式の使用)

- 5 包括許可をもつ者が輸出管理社内規程の届出様式等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事

項17第9号)に定める様式を使用して提出した書類は、別に定めがない限り、本輸出注意事項において定める同種の様式を使用して提出したものとみなす。

附則

(平成19年3月13日輸出注意事項19第9号)

1. この通達は、平成19年6月1日から施行する。
2. この通達の施行前に取得した包括輸出許可及び包括役務取引許可のうち、なお有効期限前のものについては、「別表第4の2」とあるのは、「別表第3」として、この通達の規定を適用する。

別紙1

継続的な取引関係について

① 輸入者又は取引の相手方について

- a) 許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、貨物の輸出にあつては同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が6件以上、役務取引にあつては同一の取引の相手方への技術提供に係る役務取引許可取得件数が3件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの
- b) 許可申請日前の3年間に於けるそれぞれの1年間に、輸出にあつては同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が2件以上、役務取引にあつては同一の取引の相手方への技術提供に係る役務取引許可取得件数が1件以上であるもの
- c) 一のプラント(鉱工業生産設備、電気若しくはガス供給設備、放送若しくは通信設備、水道施設、教育、研究若しくは医療施設、交通施設、かんがい施設、石油の貯蔵若しくは輸送施設、蒸気供給設備又はこれらに類する設備若しくは施設であつて、一の機能を営むために配置され、又は組み合わされた機械、装置又は工作物の総合体をいう。以下同じ。)に係る輸出又は技術の提供であつて、特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の船積み又は特定包括役務取引許可を申請する役務取引が2年間に、同一の輸入者又は取引の相手方向けに3回以上行われることが見込まれるもの

② 需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用

する者（取引の相手方と利用する者が異なる場合）
について

- a) 許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、貨物の輸出にあつては同一の需要者向けの輸出許可取得件数及び輸出許可取得件数が6件以上ある同一の輸入者との間の当該許可を受けた輸出に係る貨物の取引の件数の合計が6件以上、役務取引にあつては同一の利用する者への技術提供に係る役務取引許可取得件数が3件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの
- b) 許可申請日前の3年間におけるそれぞれの1年間に、輸出にあつては同一の需要者向けの輸出許可取得件数が2件以上、役務取引にあつては同一の利用する者への技術提供に係る役務取引許可取得件数が1件以上であるもの
- c) 一のプラントに係る輸出又は技術の提供であつて、特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の船積み又は特定包括役務取引許可を申請する役務取引が2年間に、同一の需要者又は利用する者向けに3回以上行われることが見込まれるもの

別紙2

輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者の誓約書 について

Ⅱの1(3)、Ⅱの2(3)に記載された「適切に管理することを内容とする誓約書」とは、特定包括許可により輸出された貨物又は提供された技術について包括的に誓約する次のものをいう。

(イ) 需要者又は利用する者の誓約書

- (a) 輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術については、大量破壊兵器通達の別記4の1に掲げる誓約書
- (b) 輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術については、以下の誓約書
 - ① 需要者又は利用する者の名称及び所在地
 - ② 当該貨物又は技術の設置又は使用の場所及び目的
 - ③ 用途の限定（民生用途に限る。）

④ 貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供の制限

（当該貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をする場合には、技術の提供者又は貨物の輸出者の事前同意を得る。）

⑤ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(ロ) 輸入者又は取引の相手方の誓約書

- (a) 輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術については、以下の誓約書

- ① 輸入者又は取引の相手方の名称及び所在地
- ② 当該貨物の販売対象若しくは移転対象又は当該技術の提供対象の限定

（当該貨物及びその複製品又は技術を販売若しくは移転又は提供する対象は確定している需要者又は利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）に限り、これ以外の者に販売、移転若しくは再輸出又は提供する場合には、技術の提供者又は貨物の輸出者の事前同意を得る。）

- ③ 用途の限定（当該貨物及びその複製品又は技術の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）の開発又は製造には、使用しない。）

④ 代表者によるサイン、肩書き、日付

- (b) 輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術については、以下の誓約書

- ① 輸入者又は取引の相手方の名称及び所在地
- ② 当該貨物の販売対象若しくは移転対象又は当該技術の提供対象の限定

（当該貨物又は技術を販売若しくは移転又は提供する対象は確定している需要者又は利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）に限り、これ以外の者に販売、移転若しくは再輸出又は提供する場合には、技術の提供者又は貨物の輸出者の事前同意を得る。）

- ③ 用途の限定（民生用途に限る。）

④ 代表者によるサイン、肩書き、日付

様式 a

一般包括許可申請明細書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名

記名押印

又は署名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

1. 申請者の概要

事業内容			
輸出管理社内規程 受理年月日	年 月 日	輸出管理社内規程 受理番号	

(新規・変更・更新の別)

2. 申請理由 (変更の場合にあっては変更事項、変更理由並びに変更を要する原許可証の番号、有効期限及び発効通数、更新にあっては更新理由並びに更新する原許可証の番号、有効期限及び通数)

(申請と同時に一般包括輸出許可の分割を受けようとする場合)

3. 分割を必要とする理由及び必要通数
4. 提出書類確認表 (本書面を除く)

	書類の種類	通数	※備考
1	一般包括 (輸出・役務取引) 許可申請書		
2			
3			

4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注) ※印の欄は記入しないでください。

様式 b

年 月 日

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

包括許可用輸出管理社内規程の提出について

当社においては、包括許可用輸出管理社内規程を作成しましたので、提出します。

今後は、これに基づき輸出管理体制の強化を図るとともに、今後とも輸出関連法規の遵守に努めます。

なお、本規程の内容及びその受理票の記載事項等に変更が生じた際には、速やかに届出いたします。

記

規程作成者

名称 (会社名)
所在地 (本社)
代表者名
作成日

規程関係連絡担当者名

連絡担当者名
部署及び役職
連絡先住所 (本社所在地と異なる場合)
電話番号
ファックス番号
e-mail

- (添付書類) ① 包括許可用輸出管理社内規程
② 包括許可用輸出管理社内規程記載内容総括表

様式 b の別紙

包括許可用輸出管理社内規程記載内容総括表

要 件	規程の名称	該当条項
①最高責任者、組織、責任範囲の明確化 ②取引審査 ③出荷管理 ④監査 ⑤教育 ⑥資料管理 ⑦法令違反		
特記すべき事項		

様式 c

年 月 日

包括輸出許可証分割申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名

記名押印

又は署名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

下記のとおり、既に発行された【一般包括輸出許可証・特定包括輸出許可証・特別返品等包括輸出許可証】の分割を申請します。

記

1. 分割を必要とする理由

2. 分割を必要とする許可証の許可番号

3. 必要通数

様式 d

受理票記載事項の変更届

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

包括許可用輸出管理社内規程・包括許可用チェックリストの受理票に記載された事項
が変更となりましたのでお届けします。

記

受理票番号 : _____

変更事項

・旧所在地 (旧社名) : 〒 _____

・新所在地 (新社名) : 〒 _____

(変更理由)

連絡担当 : 担 当 者 名
部署名 及び 役職名
電 話 番 号
ファックス 番 号
e-mail

様式 e

年 月 日

代表者名変更届

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

下記のとおり、当社の代表者が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 変更理由
4. 新旧代表者名
(旧代表者名)

(新代表者名)

様式 f

年 月 日

住居表示変更届

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

下記のとおり、当社の住居表示が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 新旧表示住所
(旧表示住所)

(新表示住所)

様式 g

年 月 日

特定包括許可申請明細書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

下記のとおり、特定包括輸出許可（特定包括役務取引許可）を申請します。

記

1. 申請者の概要

事業内容			
主要取扱品目			
資本金	○資本金 百万円（ 年 月 日 現在）		
輸出管理部門名 （事務局部門名）			
輸出管理社内規程 受理年月日	年 月 日	受理番号	

2. 申請理由

3. 輸入者又は取引の相手方及び需要又は利用する者の概要

（買主又は取引の相手方） 名称：
住所：
（荷受人） 名称：
住所：
（需要者又は利用する者） 名称：
住所：

4. 申請に係る貨物（技術）の範囲

5. 分割を必要とする場合の理由

6. 必要通数

7. 提出書類確認表（本書面を除く）

	書類の種類	通数	※備考
1	特定包括（輸出・役務取引）許可申請書		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

（注） ※印の欄は記入しないでください。

様式 h

年 月 日

特定包括許可の変更に係る申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名

記名押印

又は署名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

既に発行された特定包括許可について、下記のとおり変更が生じたので、新たに特定包括許可を申請します。

記

1. 変更理由
2. 変更を要する許可番号
3. 変更事項
4. 分割を必要とする理由
5. 必要通数

様式 i

年 月 日

特別返品等包括許可申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号(担当) _____

下記のとおり、特別返品等包括（輸出・役務取引）許可を申請します。

記

（新規・変更・更新の別）

1. 申請理由（変更の場合にあつては変更事項、変更理由並びに変更を要する原許可証の番号、有効期限及び発行通数、更新にあつては更新理由並びに更新する原許可証の番号、有効期限及び発行通数を付記すること）

2. 分割を必要とする理由及び必要通数（申請と同時に特別返品等包括輸出許可証の分割を受けようとする場合）

3. 提出書類確認表（本書面を除く）

	書類の種類	通数	※備考
1	特別返品等包括（輸出・役務取引）許可申請書		
2			
3			
4			
5			
6			

7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注) ※印の欄は記入しないでください。

様式 j

年 月 日

管理責任者変更届

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

下記のとおり、特別返品等包括許可に関する当社の管理責任者が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 新旧管理責任者
(旧管理責任者)

(新管理責任者)

記載例 1

〇〇年〇月〇〇日

経済産業大臣殿

申請者名 〇〇〇株式会社

記名押印 〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

電 話 (担当者) 〇〇-〇〇〇〇

適格説明会の受講実績について

当社役員・正規職員の適格説明会受講実績を報告します。

受講時期	場所	受講者 (役職・氏名)
〇〇年〇月〇日	〇〇市	〇〇部長 〇〇〇〇
〇〇年〇月〇日	〇〇市	執行役副部長 〇〇〇〇
〇〇年〇月〇日	〇〇市	〇〇部〇〇チームリーダー 〇〇〇〇